

もう知っていますよね？



林野火災注意報・警報について

どんな時に注意報や警報がでるの？

毎年1月1日から5月31日までの期間中前日までの降水量や天気を調査し「林野火災注意報」・「林野火災警報」発令を判断します。

どこで分かる(知る)の？

村内にある消防団の詰所からの放送やIP広報、鶴居消防署公式SNSにて広報します。

発令した場合は朝9時までにはSNSに投稿されていますので確認をお願いします。



林野火災注意報

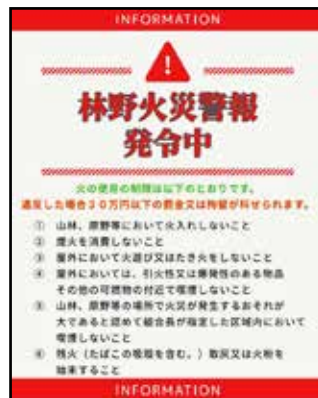
1. 前日までの3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前日までの3日間の合計降水量が1mm以下かつ、気象庁が乾燥注意報を発表している

林野火災警報

上記林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合



注意報画面(黄色)



警報画面(赤色)

火の使用制限って何??

「火の使用制限」は以下のとおりです。努力義務(注意報発令時)・義務(警報発令時)を課すこととなります。

- ① 山林、原野等において火入れしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性のある物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。

従わない場合はどうなるの？

警報時に「火の使用制限」に従わなかった場合、違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法にて定められていますので注意してください。



ゴミ焼きなんてもっての外!!



雨予報だから、雨降ったから大丈夫だろう。ほんの少しだから大丈夫だろう。そんな軽い気持ちでゴミ焼きを行い、毎年のように火災が発生しています!!

ゴミ焼き野焼きをして良いのは 農林業を営むための焼却だけです!! それ以外の野焼きは法律で禁止されています。あくまで、農林業を営むための焼却であって、家庭から出たゴミを焼却して良い訳ではありませんので絶対にないようにしましょう。

本格的に作業を始める前に



農作業車の始動前にエンジンルーム内などを確認しましょう!!

毎年、管内においてトラクターなどの農業用車両や機械から火災が多く発生しています。今年も雪解けが早いことから農作業の開始も早いと考えられます。作業車両を始動する前にはエンジンルームなどの高温となる部分に枯れ草や鳥の巣がないことを確認し作業を開始しましょう。

また、農作業車を定期的に点検整備し火災予防に努めましょう。



春の火災予防運動が始まります。

令和8年 春の火災予防運動の実施について

消防では4月20日(月)から30日(木)まで、全道一斉に春の火災予防運動を実施します。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災の発生を未然に

防ぐため、林野火災注意報・警報の確認、ゴミ焼等をしない、農作業車の点検整備、鳥の巣確認等を行い火災のない村づくりに努めましょう。

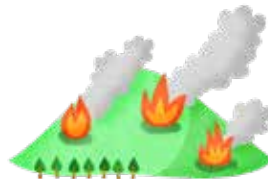
登録すると便利

消防公式SNS



X(旧ツイッター)

Instagram



林野火災注意報・警報はSNSで確認できます。



※画像は全国仕様のため期間が異なります。

釧路北部消防事務組合 鶴居消防署